「所定疾患施設療養費」の公表について

令和６年４月１日

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療行為について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

【所定疾患施設療養費Ⅰの算定条件】

1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬・検査・注射・処置等が行われた場合に、１回に連続する７日を限度とし、月１回に限り算定する。
   肺炎又は尿路感染症の者については、検査を実施した場合に限る。（令和３年４月改定より）
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りである。
   イ　肺炎
   ロ　尿路感染症
   ハ　帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
   ニ　蜂窩織炎（令和３年４月改定より）
   ホ　**慢性心不全の増悪（令和６年４月改定より）**
4. 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
5. 請求に際して、診断、行った検査・治療内容等を記載すること。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

【2023 年度　所定疾患施設療養費Ⅰ算定状況】

	疾患名	**開始日**	治療日数
４月	尿路感染症	４月 25 日	７日
10 月	尿路感染症	10 月 17 日	１日
11 月	尿路感染症	11 月９日	３日